

第11回石巻市都市計画審議会議事録

- 1 日 時 平成25年2月28日(木) 午後2時～午後4時
- 2 場 所 石巻市保健相談センター3階講義室
- 3 出席者 委員15名中 本人出席11名、代理出席2名
- 1号委員 浅野亨委員、高橋長一郎委員、瀬崎和雄委員、李東勲委員
- 2号委員 安倍太郎委員、大森秀一委員、渡辺拓朗委員、阿部純孝委員
- 3号委員 門傳淳委員、平塚恭子委員、三国知彦委員、
佐藤克英委員代理本田英則北上川下流河川事務所副所長、
後藤孝義委員代理手島俊明石巻警察署交通課長
- 事務局 計40名
- 亀山紘石巻市長
- 建設部
- 阿部善弘建設部長、木村伸建設部次長
- 都市計画課：今野昇一課長、木村芳夫課長補佐、他5名
- 震災復興部
- 土井昇理事
- 基盤整備課：近江恵一課長、他12名
- 区画整理課：木村茂徳課長、草刈明彦技術課長補佐、他9名
- 復興住宅課：伊賀敬一課長補佐 他4名
- 傍聴者 2名

4 審議会内容

【事務局：木村都市計画課課長補佐】 定刻でございますので、第11回石巻市都市計画審議会を開会いたします。はじめに、亀山石巻市長よりごあいさつ申し上げます。

【亀山紘石巻市長】 第11回石巻市都市計画審議会の開催に当たりまして、ごあいさつ申し上げます。本日は誠にご多用中のところ、ご出席を賜りまして、心から御礼申し上げます。

さて、東日本大震災の発生から間もなく2年を迎えます。この間、震災復興関連の議案を審議するための都市計画審議会の開催を重ねてまいり、本日で7回目となります。

今後も復興の基盤となる土地区画整理事業や道路、公園をはじめとする都市施設の決定案件、市街地再開発の案件等が予定されているところであり、速やかな市民一人一人の生活再建のために、スピード感を持って取り組んでまいります。

さて、本日、委員の皆様には、津波により被災された方々の早期の住宅再建のため、湊北地区における土地区画整理事業を都市計画決定する案件等、六つの議案をご審議いただくこととしております。

委員の皆様におかれましては、さまざまな専門分野での視点、あるいは市民としての視点から、忌憚のないご意見、ご所見を賜り、ご審議いただきますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局：木村都市計画課課長補佐】 次に、本日の資料の確認をさせていただきます。事前にお渡ししております資料といたしましては、議案書、諮問書の写し、委員名簿、第59号及び第60号議案の参考資料の4点となります。そのほか、本日、お手元の方にお配りしている第57号議案意見書の要旨及びこれに対する都市計画決定権者の見解、これが本日の資料となります。

なお、今回から議案番号につきましては、市町村合併以降の第1回石巻市都市計画審議会からの通し番号ということで表示しておりますことをご案内申し上げます。

それでは、早速議事に入らせていただきますが、会議の進行につきましては、会長が行うことになっておりますので、李会長、進行の方、よろしくお願いいたします。

【李会長】 皆さん、こんにちは。お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。先ほど、市長があいさつの中で述べてくださいましたように、今日の11回の審議会におきましては、六つの議案について、皆さんと議論をし、正確な判断を下していきたいと思っております。従いまして、皆さんはそれぞれ専門が異なるのでありまして、積極的なご意見、質問などを述べていただくことを望む次第でございます。

では、早速、審議会に移らせていただきます。

では、まず初めに、事務局から、本日の審議会の成立につきまして、報告をお願いいたします。

【事務局：今野都市計画課長】 報告いたします。当審議会は、石巻市都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができないことになってございます。本日は、委員15名中、本人出席が11名、代理による出席2名、合計13名のご出席をいただいておりますので、本日の審議会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

【李会長】 ありがとうございます。それでは議事に入る前に報告がございまして、第9回石巻市都市計画審議会議案の処理について、事務局より報告をお願いいたします。

【事務局：今野都市計画課長】 それでは、第9回石巻市都市計画審議会議案の処理について、報告いたします。議案書の次第の次のページ、右上に報告と書いてありますが、第9回石巻市都市計画審議会議案の処理についてと書かれた表をご覧ください。

第9回石巻市都市計画審議会は、昨年12月14日に開催いたしました。議案につきましては、第48号議案から第51号議案までの4議案の審議をいただいております。いずれも原案のとおり承認をいただいたところであります。処理結果につきましては、表の右側の処理結果欄に記載のとおり、それぞれ平成25年1月25日付けで決定告示がされておりますので、報告をいたします。報告は、以上でございます。

【李会長】 ありがとうございます。第9回の審議会につきましての報告が事務局よりありまし

たが、委員の皆さんからのご意見、ご質問等はございませんか。

では、議事に入らせていただきます。第57号議案石巻広域都市計画土地区画整理事業の決定について、事務局より説明願います。

【木村区画整理課長】 私、震災復興部区画整理課の木村と申します。それでは議案書に基づきましてご説明させていただきます。大変恐縮ですが、座ったまま説明させていただきますので、ご了承願いたいと思います。

それでは、まず議案書の1ページをご覧願います。本日ご審議いただきます第57号議案石巻広域都市計画土地区画整理事業の決定でございます。

議案の概要を説明させていただく前に、湊北地区の施行区域の位置をご確認いただきますので、4ページをご覧願いたいと思います。決定しようとする区域は、総括図の赤色の枠取りをした箇所で、国道398号を挟んで、湊小学校の向かいの約14.9ヘクタールでございます。

次に、5ページをご覧願います。これは、土地区画整理事業の区域を表してございます。都市計画に定める施行区域につきましては、図の左側にあります凡例に示すとおり、地形地物等の境界が明らかにできるものとされており、区域の北側を道路、東側を国道398号、南側を都市計画緑地及び湊町二丁目の字界により区域を設定しているものでございます。

次に、6ページをご覧願います。ここでは参考といたしまして、施行後の土地利用計画といったものをお示ししてございます。まず、旧北上川河川堤防沿いに、地区の皆さんから要望がございまして、幅員10メートルの緩衝緑地を配置しており、地区の中央には幅員16メートルの都市計画道路湊中央線を平面で計画してございます。また、地区の内側は、かつて漁港があったこともあり、水産加工業等の産業系と住居系が混在した地区となっておりますので、土地利用を計画するうえで、産業系、業務系の用途を確保しながら、速やかな生活基盤の形成と、良好な住環境の整備を図ってまいりたいと考えているところでございます。ご審議いただきます施行区域の概要については、以上でございます。

それでは、お手数ですが、1ページにお戻り願います。施行区域について、実施しようとする概要についてでございますけれども、名称を石巻市湊北地区被災市街地復興土地区画整理事業としてございまして、面積が約14.9ヘクタールでございます。公共施設の配置でございますけれども、これにつきましては、都市計画道路及び八幡町一・大門町四丁目線を軸に交通を集散させる計画として、区画道路、公園と緩衝緑地、上下水道を配置し、速やかな生活基盤の形成のための宅地整備と、河川堤防沿いに業務系用地を配置し、良好な市街地整備を行おうとするものでございます。実施しようとする理由でございますけれども、石巻市震災復興基本計画に掲げる、災害に強いまちづくりの基本理念のもと、河川堤防の内側におきまして、良好な市街地の形成を図るための土地区画整理事業を行うというものでございます。

次に、2ページをご覧願います。今回の都市計画として定める区域として、種類、名称、区域を定めるものがございます。ご確認いただきたいと思います。

次に、3ページをご覧願います。ここでは参考といたしまして、本事業の概要を記載してございます。施行後の土地利用として、地区の計画人口約800人、計画戸数300戸、宅地面積が98,300平方メートルとなっております。平成27年度には住宅建設が可能となるよう整備目標を掲げてございます。

縦覧につきましては、平成25年2月7日から2月21日までの期間、市役所本庁5階の区画整理課に図書を備え付け、縦覧に供しましたところ、6名の方がいらっしゃいました。また、案に対する意見書につきましては、1件の提出がございました。

意見書につきましては、先ほどお配りした資料「第57号議案意見書の要旨及びこれに対する都市計画決定権者の見解」をご確認願いたいと思います。

資料の2ページに意見書の要旨とそれに対する本市の見解を記載してございまして、3ページ以降には意見書原本の写しを記載してございます。

それでは、意見書の趣旨及び市の見解をご説明いたしますので、2ページをご覧願いたいと思います。意見といたしましては、4項目ございます。このうち一つは、国の直轄する事業への要望でありましたので、省略してございます。

その他3点の内容であります。まず、一つ目のご意見として、湊北地区の土地区画整理事業に反対するものであります。この意見に対する市の見解といたしましては、河川堤防、都市計画道路などの線的な事業に加え、地区内の生活道路の整備及び復興公営住宅用地の確保など、面的に土地の権利を動かす要素が多いことなどを総合的に判断いたしまして、良好な市街地を形成するための整備手法として土地区画整理事業が適切であると考えており、事業を進める中でご理解を賜りたいという考えでございます。

次に、二つ目の意見であります。湊北地区の被災市街地復興推進地域の早期解除を求めるものでございますけれども、このご意見につきましては、湊北地区全体の復興を推進するということで、実現するよう努めたいと考えてございます。

三つ目のご意見といたしましては、復興手法として、土地区画整理事業ではなく、用地買収による整備手法を講じるよう求めるものでございます。この意見に対する見解といたしましては、一つ目の意見と重なるような感じになるのですが、引き続き良好な市街地の形成を図るために、用地買収方式ではなくて、土地の交換分合を可能とする土地区画整理事業が適切であると考えてございまして、今後の事業計画を策定するに当たりましては、地域の意向、ご意見を伺いながら、進めてまいりたいと考えてございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【李会長】 ありがとうございます。ただ今、事務局より57号議案についての説明がありました。委員の皆様のご意見、ご質問等、お願いいたします。

いかがでしょうか。湊北地区の再開発の内容であります。

それでは、ちょっと私から一つ質問をしてもよろしいでしょうか。6ページの図であります。この地域は、業務用地と住宅地が共存する形での区画整理になっていますが、この業務用地と住宅地になりますと、生活環境面での配慮も必要不可欠と思うのですが、そういった計画等がありましたら、説明をお願いします。

【草川区画整理課技術課長補佐】 震災復興部区画整理課の草刈と申します。私の方から、今のご質問に対しましてお話をさせていただきたいと思います。湊北地区の土地利用計画図の住居系、業務用地といったことですが、元々、業務系の方につきましては、水産加工業等の生業があったというような地区でございまして、今現在再開している工場などもございます。国道398

号沿いの黄色い部分につきましては、国道398号の沿線ということもございまして、昔は商店など、後は住宅が中心となったエリアということで、まずは区分をさせていただいてございます。

業務系、住居系の生活環境への配慮といたしますと、一つは地区の中に縦貫いたします都市計画道路湊中央線、これで一つの区分を図りたいというふうに考えてございます。後は地区の北側の方は、一つ街区公園を配置する計画がございしますが、その街区公園を中心としまして、今後、事業計画策定に当たりましては、緑地といったような緩衝帯などを、地域の皆様と意見を交換しながら、策定を図っていきたいと考えてございます。

【李会長】 ありがとうございます。水産加工業になりますと、排水に関しての配慮も必要ですし、震災前になりますと石巻の特有の臭いがありましたね。梅雨が始まる時期になりますと、魚の臭いが、今や恋しい臭いでもありますけれど、そういった臭いがしたのであります。ですから、そういった環境面での生活しやすい環境であるということも強調して、この土地に移転する、あるいは住み続けたい方々にも対応した形での説明をこれからもお願いする次第でございます。

ほかの委員の皆様はいかがでしょう。

【平塚恭子委員】 確認と、説明をしていただきたいのですけれども。字が小さくて、都市計画道路なんですけれども、元の小学校の前の道路ではなくて、ぐるっとカーブして作るようなのですが、その道路は、小学校の前の道路の手前のお寺さんに行くところにぶつかっているわけなんですけれども、これは高盛土の道路になるのでしょうか。そして、それがここにぶつかる意味がよくわからないのですけれども。小学校を巻き込んで堤防のようにしてカバーするとかではなく、ここに持ってきている理由をちょっと知りたいのです。

【李会長】 事務局、お願いいたします。

【草刈区画整理課技術課長補佐】 まず湊中央線の国道398号に対します接続の位置になりますが、これは先般ご審議していただきました湊中央線の法線に掛かるところでございますが、湊地区における山際の施設でございますと、湊小学校あるいは日赤病院跡地がございします。その日赤病院跡地の、今現在、災害公営住宅を建設するというのが進んでいるわけなんですけれども、法線となる湊小学校の建物と、将来の災害公営復興住宅の中間付近ということでございまして、こちらの方の設定というふうに至ってございます。国道398号という石巻の東部地区では幹線的な道路になるものですから、その中での既存の交差点、あるいは、将来の接続する都市計画道路の交通計画を配慮しましての位置ということでご理解願いたいと思います。あと、本地区の湊中央線の道路の構造としましては、平面的な道路形態ということになってございます。本地区から南側、魚町に向かいまして、高盛土構造というような道路構造になってございます。

【李会長】 ありがとうございます。平塚委員、今の説明でいかがでしょうか。

【平塚恭子委員】 はい、大きな交差点の構造も含めて、わかりました。もう一つ聞きたいのですけれども、意見書にもあるのですが、新たな区画整理をする形の意図というのが実は私にはよくわからないのですけれども。何を前提にしてこの形になっているのか、もう少し詳しく教えてください。

【李会長】 事務局、お願いいたします。

【草刈区画整理課技術課長補佐】 今回の石巻市におけます既成市街地の土地区画整理事業の施行区域の設定の考え方ですけれども、一つには、土地区画整理事業は権利者の方々が主役となる事業というのがまず一点、ございます。二つ目としまして、どうしても被災を受けた地域、地区になるわけですから、コミュニティ、昔のようなコミュニティ、あるいは今後培われるコミュニティを尊重したいということで、町内会単位での検討会というものをこれまで重ねてまいりました。本地区につきましても、湊一丁目、二丁目、あるいは川口町の一部の方々が中心となりますが、そういった昔ながらのほとんど町内会単位での設定というような考えで本地区の区域決定というような形になってございます。

【李会長】 平塚委員、事務局の説明がありましたが、いかがでしょうか。

【平塚恭子委員】 わかりました。ありがとうございます。

【李会長】 はい、浅野委員、お願いします。

【浅野亨委員】 浅野です。58号議案でも同じことが言えるのですが、この地区の周辺との関連がどうなっているかですね。なぜこんなことを言うかといえば、58号議案がそうなんですけれどね。昔の土地開発が進んだ大街道は、立派な道路があって、真っ直ぐ行くと突然行き止まりになっていたりですね、言ってみればバラバラな土地開発が行われてきたわけですね。今回、災害から区画整理ということで、当然ほかの地区との関連を考えてやられているとは思いますが、この辺についての考え方を是非お話いただきたいなと思います。というのは、例えば、この57号議案でいえばですね、ここから内海橋までの間の地区が外れていますね。これはまた改めてやるのかどうか。湊小学校の山際の方の計画は、当然今日の議案と関連性があると思うのですが、こういったことも当然配慮してやっているのか、地震が起きたらどうなるのか。例えば、今も出た湊中央線と398との交差点、お寺のところの交差点になるようですけれども、お寺に行く道路、これは行かないでしょう。恐らく三叉路のような交差点になってしまう。398と湊中央線ぶつかった交差点の区域外のことを教えてください。

【李会長】 事務局、お願いいたします。

【近江基盤整備課長】 震災復興部基盤整備課の近江と申します。私の方から答えさせていただ

きます。浅野委員からご質問のありました、湊周辺の繋がりということですが、今度の震災からの復興にかけてということで、面的な整備が必要とする区域、これについて震災復興推進区域ということを決めております。釜大街道地区、そして旧北上川河口部沿岸、そして渡波地区、昨年9月に都市計画決定したことを思い出していただければよいと思います。これにつきまして、各町内会に入らせていただいて、どういうふうな復興をすべきか、面的整備、区画整理等、何をすべきかということを決めて、いろいろと議論させていただきました。その中で、一つの町内会であったり、又は複合する協議会等ができて、それらといろいろな意見を交わさせていただいて、区画整理に至るといふふうなことになるのは、今回、湊地区、北地区。更に、海岸地区、産業地域であります区域の一体的な区画整理ということ、これは町内会単位でまとまって、都市計画決定に臨むといった、ちょっとバラバラにはなりませんが、震災復興推進地域一体となった地区の合意形成なり地区の整備方針を定めさせていただいているところです。

この図で参考にしていただきたいのは、11ページには、釜大街道地区の推進地域はオレンジで囲まれておりまして、そのうち、下釜第一地区がまとまったということで都市計画決定に臨ませていただいておりますが、そのほか区画整理がまとまらない地区であっても、これまで課題であった道路の形態、行き止まりであったり、狭い、これについては、面的な整備ではなく、線的な整備も含めて、今回の避難路、震災時に安全になるための道路整備、こういうことで地区に入らせていただきましたので、面的整備をしないところであっても、復興に向けた手続を進めていくということでございますので、よろしくをお願いします。

【李会長】 もう一点ありまして、浅野委員が質問の中で、道路の交差する部分についてはどのようなイメージで考えているか、という質問があったのですが。

【浅野亨委員】 湊中央のお寺に行く道路、お隣のところ、ここは立派に造るのですよね。

【李会長】 はい、お願いします。

【近江基盤整備課長】 今回、幹線道路と一体となった区画整理ということで、国道から海側が推進区域ということでございます。推進区域内については、まだまだ住民と話をしているのですが、今回は区域内の整備ということで、向かい側の交差点につきましては、これからまだ検討をしていかなければならないと思っておりますが、今回は検討はまだしていないというところでございます。

【李会長】 はい、ありがとうございます。

【浅野亨委員】 常識的には、山側、向こう側も考えなければならぬかなと、感想を述べたままです。

【李会長】 はい、ありがとうございます。今の浅野委員のご指摘は、非常に重要なことである

と思います。

【近江基盤整備課長】 一つ誤解があったようですが、まず交差点の安全性は確保していただくということでございまして、中の道路の形態については地区内では決定していないということで、まず交差点の安全性はしっかりやっていきたいということで、よろしくをお願いします。

【浅野亨委員】 どうも、わかりました。

【李会長】 ありがとうございます。今の説明はですね、町内会を中心とした議論、区域を改めて区画整理をして、なおかつ、震災復興推進地域として位置付けているという説明の要約になると思うのですが、浅野委員のご指摘というのは、もっと大きな意味があると思うんですね。先ほどの内海橋の話もそうなんですけど、中心市街地と湊北地区との関連性をどう位置付けていくのか、人の流れをどのように考えていくのか、そういったことも、創造的に説明していただければもっとイメージしやすい、それこそ震災復興推進地域にふさわしいのではないかなと思います。

以前、私が皆さんに求めたことがありました。これからは復旧復興を分けて考えましょうということでもあります。復興というのは、皆さんと一緒に新しい何かを興して石巻の将来のために活性化していくということになるわけですね。ではその役割は、湊北地区はどのような役割を果たすのか。目的ではなくて役割を考えたいという説明があれば、事務局、よかったなと思います。

では、ほかの委員の意見、質問等はいかがでしょうか。門傳委員、お願いします。

【門傳淳委員】 確認をしたいのですけれども、6ページの土地利用計画図と、それから4ページの用途との関連性がどうなのか説明していただきたいのが一点。意見書が出ていましたけれども、詳しくはわかりませんが、土地区画整理事業に対する誤解というか、理解の具合がどうなのかというふうに感じるのですけれども、これは事業に対する説明がどの程度なされたのかというところを教えてください。

【李会長】 はい、事務局、お願いいたします。

【木村区画整理課長】 6ページと4ページの土地利用に対する用途の考え方といった部分だと思いますが、現状は、ここで再建再開を目指すということで動いておられます。河川堤防側の漁港が生業として張り付いていたといったところで、現在は住宅用地といった形になってございます。若干、その辺、生業の部分も加味して、結果、土地利用計画とさせていただいているところがございます。

住民との折衝といった部分ですけれども、先ほど、湊北地区については、四つの町内会がございまして、ご説明させていただきましたけれども、大体、地権者の方が281名いらっしゃいまして、それぞれの町内会単位ではありますが、24年の2月19日ごろから勉強会等を重ねてまいりまして、先般、2月2日、3日に全体の住民説明会等をさせていただいております。

なお、これは都市計画の理由の住民説明でございまして、区域ですとか、事業の仕組みといったところでございます。今日現在、湊北地区については、個別の地権者を対象に、いろんな諸条件とか、どちらに住まわれていますかといった、個別相談会を以前から開催してございます。住民に対する説明といったところは、以上のような内容です。

【李会長】 はい、ありがとうございます。門傳委員、いかがでしょうか。

【門傳淳委員】 4ページの用途指定は、これはこのまま変更はないのでしょうか、最終的には変わってくるのでしょうか。それとも、このままで6ページの土地利用計画は問題はないということでしょうか。

【李会長】 はい、事務局、お願いします。

【木村区画整理課長】 今現在、事業進ちよく中は、このままの用途で進めさせていただきたいと考えてございまして、まだすっかりいろいろな方々が張り付いたわけではございませんので、事業を進めていく中で、協議会と対応して、こういったまちづくりと将来に向けては話し合いを進めていくことになろうかと思えます。そうしたうえで、場合によっては将来の用途、用途そのものではなくても地区計画になるかもしれませんが、そういったものも視野に入れたうえで、まちづくりに向けて進めていきたいと思えます。

【李会長】 ありがとうございます。

はい、渡辺委員、よろしく願いいたします。

【渡辺拓朗委員】 道路と緑地で現況よりも18パーセントぐらい増えるのですが、このことによって、たとえば、ここは全壊流失地域なので恐らくないとは思いますが、リフォームしていくうえで、18パーセント分の緑地や道路の増えたことによって、そういった掛かる施設はございませんか。そういう問題があれば。

【李会長】 事務局、お願いいたします。

【木村区画整理課長】 ご質問のありました既存の住宅、地区内には実際でございます。その辺、やはり配慮いたしまして、こういった土地利用計画とさせてもらってございます。なお、どうしても公共用地に掛かってしまうとか、そういったこともあるかもしれませんが、それは事業の中の損失補償ということもありまして、極力そういったことのないような、既存のものに配慮した土地利用にしていきたいと思えます。

【渡辺拓朗委員】 わかりました。

【李会長】 ありがとうございます。ほかの委員、ご意見、ご質問はいかがでしょうか。

はい、平塚委員、よろしくお願いいたします。

【平塚恭子委員】 この整備事業、審議に対して決定が下るということは、これでやるということでしょうか。それとも、これを考える、住民に提案するための話題を提供するというのでしょうか。教えてください。

【李会長】 はい、事務局お願いいたします。

【木村区画整理課長】 今回、皆さんにご審議いただいておりますのは、土地区画整理事業の区域として、赤色で囲んであるエリアを土地区画整理事業として都市計画に位置付けるといったものでございます。再度、土地区画整理事業の場合、事業の認可を審議会にお諮りする事業認可というものを住民の皆さんと一緒に、こういった形にしていきますよというもう一度議論をさせていただいて、そこで初めて事業の決定ということになります。

【李会長】 ありがとうございます。

【平塚恭子委員】 ありがとうございます。

【李会長】 もう一度皆さんに確認したいと思います。今、平塚委員が質問した内容にも深くかかわっていることでもあります。11回目、震災後は7回にわたって審議会を行っております。その7回の内容は、この土地を震災後、どのように復旧していくために、利用を変えていくか。つまり、被災を受けた方々、今は仮設住宅に住まれている方々を一日でも早く正常な生活に戻すための復興住宅を、どこに建てるか、住宅用途をどこに設けるかという用途変更及び区画に対しての確認及び審議を行っております。これが終わった後には、今日皆さんといろいろ確認したとおりに、図面どおりに線を引いて区画整理をしてよいかというソフト的な話になると思うのです。今はどちらかといえば、ハード的な審議になっています。そのハード的な審議においても、先ほど私が求めましたように、何を達成するためのハードなのか、それをよく考えていかざるを得ないわけなんです。そういう問題点を委員の皆様と一緒に共有しながら、事務局と確認してまいりたいと考えています。

では、57号議案に関しての、ご質問あるいはご意見等はございませんか。はい、大森委員、お願いします。

【大森秀一委員】 区画整理した場合、必ず減歩ということができますよね。そういった場合、前の土地に対して坪当たり幾らか出さないといけないと思うのですけれども、その点、住民の理解を得られるのかどうか、お伺いしたいと思います。

【李会長】 はい、事務局、お願いいたします。

【木村区画整理課長】 従前の評価というものも含めまして、区画整理の事業計画を策定するま

でに、鑑定ですとか、一般の評価をかけてですね、土地の評価というものをしてまいるつもりでございます。今、区画整理ですので、例えば道路の地価ですとか、土地の一宅地一宅地の値段は違ってきますのでありますけれども、そういったことも含めまして、個別相談を開設してございまして、そういった中で、いろいろなご事情ですとか、そういったものを聴きながら、事業計画に反映していきたいと考えてございます。よろしく申し上げます。

【李会長】 大森委員、よろしいでしょうか。

【大森秀一委員】 はい。

【李会長】 ありがとうございます。ほかの委員の方々のご意見、ご質問等がございませんでしたら、承認に移りたいと思うのですが、いかがでしょうか。

では、お諮りいたします。第57号議案につきまして、原案どおり承認することに賛成する方は挙手を求めます。

(委員全員の挙手)

【李会長】 はい、ありがとうございます。全員賛成により本案につきましては、原案どおりに承認されました。

では、続きまして、第58号議案石巻広域都市計画土地区画整理事業の決定について、事務局より説明願います。お願いします。

【木村区画整理課長】 それでは、次に第58号議案の説明をさせていただきます。着座したまま説明をさせていただきます。ご了承願いたいと思います。それでは、まず議案書の8ページをご覧ください。第58号議案石巻広域都市計画土地区画整理事業の決定でございます。

議案の概要を説明させていただく前に、下釜第一地区の施行区域の位置をご確認いただきますので、11ページをご覧ください。決定しようとする区域は、総括図の赤色の枠取りをした約12.0ヘクタールでございます。本地区は石巻工業港の北側に広がる住宅地でありましたが、今回の津波により大半の家屋が全壊又は流失し、石巻市内では最も被害が大きかった地域でございます。

それでは、次に、12ページをご覧ください。これは、土地区画整理事業の施行区域を表してございまして、都市計画に定める施行区域につきましては、図面左側の凡例に示すとおり、地形地物などの境界が明らかにできるものとされておりますことから、区域の北側は都市計画道路釜大街道線を含み、東側は水路、南側は高盛土道路となる都市計画道路門脇流留線、西側は既に決定済みの工業港曾波神線により区域を設定してございます。

次に、13ページをご覧ください。ここでは参考といたしまして、施行後の土地利用計画をお示ししてございます。本地区におきましては、都市計画道路釜大街道線、避難路となる準幹線を東西、南北に計画してございまして、狭あい道路や行き止まり道路を解消するとともに、街区公園を一体的に整備することにより、被災者の早期の生活再建のための基盤整備を図り、

良好な市街地の形成を進めてまいりたいと考えています。今回ご審議いただきます施行区域の概要につきましては、以上でございます。

それでは、お手数ですが、8ページにお戻り願いたいと思います。施行区域について実施しようとする内容についてでございますけれども、名称を石巻市下釜第一地区被災市街地復興土地区画整理事業としてございまして、面積が12.0ヘクタールでございます。公共施設の配置でございますけれども、道路につきましては、既存の都市計画道路や、新たに計画する都市計画道路を軸に、避難路としての地区内準幹線道路を計画しまして、区画道路、公園、上下水道、必要に応じまして下水道を配置しまして、地域コミュニティの一体的な確保・維持に配慮した、良好な市街地の整備を行おうとするものでございます。都市計画を定める理由については、記載のとおりとなっております。

次に、9ページをご覧ください。今回都市計画として定める区域として種類、名称、区域を定めるものでございます。ご確認いただきたいと思います。

次に、10ページをご覧ください。ここでは参考といたしまして、本事業の概要を記載してございます。施行後の土地利用として、地区の計画人口を約650、計画戸数を約250戸、宅地面積が87,224平方メートルとなっております。平成27年度には住宅建設が可能となる整備目標を掲げてございます。

縦覧につきましては、平成25年2月7日から2月21日までの期間で、石巻市役所本庁5階の区画整理課に備えつけ縦覧に供しましたところ、1名の方がいらっしゃいましたが、意見書の提出はございませんでした。説明につきましては、以上でございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【李会長】 ありがとうございます。ただ今、第58号議案について、事務局より説明がありました。委員の皆様のご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

渡辺委員、お願いいたします。

【渡辺拓朗委員】 この面積ですと、調整池はいらない範囲ですか。まず一点目。

【李会長】 事務局は、よろしいでしょうか。お願いします。

【木村区画整理課長】 面積ということですが、公共下水の雨水の計画の中にごございますので、今のところ調整池はいらない地区となっております。

【李会長】 いかがでしょうか。お願いします。

【渡辺拓朗委員】 今後の事業ということですか、それは。雨水計画は。

【李会長】 お願いします。

【木村区画整理課長】 既に釜ポンプ場の処理能力があるところでございます。

【李会長】 お願いします。

【渡辺拓朗委員】 なぜ聞いたかといいますと、この地域は全壊流失地域で、こういった事業が連続していきますと、個別の区画整理事業では調整池はいらぬ範囲、今は公共下水道、雨水計画が通っているからいいということですが、この地域、非常に水に弱い地域ですよ。連担していった場合、果たして全体として雨水に対応できるのかという心配があつて聞いたんですね。今の釜排水機場で大丈夫なんですか。地盤沈下もしていますし。以前だったらわかります。

【李会長】 事務局はいかがでしょうか。

【李会長】 はい、渡辺委員、お願いします。

【渡辺拓朗委員】 こういった地域なので、土地区画整理事業というのは理解するのですが、やはり、ただ減歩率という問題もあると思うのですが、雨水問題を震災後は特に心配されますので、十分配慮していただきたいと思います。

【李会長】 では、浅野委員、お願いいたします。

【浅野亨委員】 浅野です。港の方の高盛土道路で問題となるのは、南北に行くこの道路、ここであれば工業港曾波神線と門脇流留線の高盛土道路との交差の仕方、あるいは釜大街道線の交差の仕方はどうなっているのか、ちょっと参考までに聞きたいのと、さっき湊で言いましたように、ほかの地区との整合性も当然考えて、最終的には道路計画になるのですが、この道路の横、長方形に空いているところがありますね、釜大街道線と工曾波線とのところ、この辺をなぜ抜いているのか、ちょっと参考までにお聞かせください。それから何回も言いますが、ほかの地区との道路のつながりだけはきちんとやってくださいね。また同じようなことにならないようにお願いします。2点、道路の交差の仕方と、この長方形、なぜ除かれたのかという点。

【近江基盤整備課長】 1点目の道路の交差ということで説明させていただきます。高盛土道路との交差につきましては、平面交差でございまして、高盛土道路はその分高くなつてございまして、従前の道路につきましてはスロープで上げていって平面交差という形でございまして、だいたい3メートルぐらい高くなりますので、手前から勾配に支障がない形で緩やかに上げていって、上で交わるという形でございまして。

【浅野亨委員】 なるほどね、釜大街道線はどうですか。

【近江基盤整備課長】 釜大街道につきましては、高盛土道路ではなく平面形ですので、通常の

交差点となります。

【浅野亨委員】 わかりました。

【木村区画整理課長】 もう一点、私の方から北側の部分、エリアからなぜなくなったのかというご質問だと思いますけれども、隣接する一団の家屋の再建が進んでいるので、北東側も南東側も少し抜けているかと思いますが、旧幹線道路の沿道利用が既にご覧になっています。そういった意味で、今回区画整理事業の区域から、一定整備済みの区域だろうと理解して、外していくということでご覧になります。

【李会長】 浅野委員、いかがでしょうか。

【浅野亨委員】 改めてやらなくてもいいんだね。

【李会長】 ありがとうございます。ほかの委員のご意見、ご質問はいかがでしょう。

私からちょっと聞きたいことがあるのですが、委員の皆様は、13ページの図を見ながら、これから私が読み上げる文章を気にしていただきたいと思います。8ページの道路の2番に書かれた、配置の方針に、地区の西側で接する都市計画道路石巻工業港曾波神線と、北側の都市計画道路釜大街道線を軸に、避難路として地区内の準幹線道路を計画する、と書いてあるのですね。では、この文言どおりですと、万が一の緊急時は、こちらの土地に住まれている方々は、車での避難というのが前提になっていますか。いかがでしょうか。お願いします。

【近江基盤整備課長】 今回、我々都市計画道路を整備する基盤整備課ですけれども、まず車での避難ではなくて、こういう道路につきましてはしっかりと道路を造っていくことが大事だということ、更に避難の在り方についても、緊急物資の輸送ですとか、救護活動ができる道路が必要だということを考えて、今後の避難の在り方については庁内でまだまだこれからしっかりと議論していくということでありまして、今回の道路につきましては、道路を車で逃げるということではなくて、大きな形で道路はしっかりと造っていくべきという方針の下、整備させていただくというものでございます。

【李会長】 では避難路という表現ではなく、今説明してくださったとおりの表現にした方がわかりやすいと思うのです。8ページの避難路としてと書いてありますので、逃げるための道との解釈に繋がる誤解もありますので、今説明してくださったように、万が一のときに迅速な対応をするためにこのような道路を整備していくというような文章にしてくだされれば、納得するし、住民の方々にも理解しやすいのではないかなと思います。

ほかの委員の方の意見はいかがでしょう。はい、渡辺委員、お願いいたします。

【渡辺拓朗委員】 しつこいようですが、さっきのことなんですが。今後の雨水計画でポンプの増強とか水路の計画なんかもあると思うのですが、ただ宅地供給の時期と重ね合わせてどう

なのか。あと、さっき言ったように、ここは水に弱い地域で、更に地盤沈下しています。雨水計画が既にあるといっても、かなり厳しいのですよ。そういった心配事からやはり調整池を付けるべきではないかなと思うのですね。実際は厳しいわけですから。市としてどのように考えていますか。私は、この緑地帯を調整池にしたっていいと思っているのです。こういう地域が連担するわけですから、今後、考え方をちょっとお聞きいたします。

【李会長】 事務局お願いいたします。

【土井震災復興部理事】 私の方からちょっと説明させていただきます。雨水計画でございますが、通常、一般的な考え方といたしまして、土地区画整理事業を実施しようとするようなエリアの公共下水道の計画区域に入っているような場合には調整池は付けないというような指針がございます。ただ、一般的なものにつきましては、ポンプ場が必要だといったときに全部完成しているかという問題がございます。そこで、計画降雨量の際は、アウトになる可能性があるというふうなものも当然考えなければならないわけですが、通常降雨ですと、一般的には排水が可能であろうというふうな思いもございます。ただ、今委員おっしゃるように、一箇所を計画を提示させていただきます。これが増えてくればですね、流達、いわゆる水が流れるスピード、どんどん速まってきました、ポンプに追い付いていなくなる可能性があり、この辺はじっくりと計算をしながら、本当に必要があるかないか検討させていただいて、今後の区画整理の参考にさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【李会長】 渡辺委員、いかがでしょうか。

【渡辺拓朗委員】 わかりました。

【李会長】 はい、ありがとうございます。では、ほかの委員の方のご意見、ご質問等はありませんか。いかがでしょうか。

ご質問、ご意見等がないようでありましたら、第58号議案についてお諮りしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。では、第58号議案をお諮りいたします。原案どおりに承認することに賛成する方は挙手を求めます。

(委員全員の挙手)

【李会長】 はい、ありがとうございます。全員賛成によりまして、本案につきましても、原案のとおり承認されたこととあります。ありがとうございます。

では、引き続きまして、第59号議案石巻広域都市計画高度利用地区の変更について及び第60号議案石巻広域都市計画第一種市街地再開発事業の決定について、この二つの議案につきましては、関連性がありますことから、一括審議とさせていただきます。では、事務局、説明お願ひします。

【近江基盤整備課長】 基盤整備課の近江と申します。私の方から説明させていただきますが、座らせて説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第59号議案石巻広域都市計画高度利用地区の変更及び第60号議案石巻広域都市計画第一種市街地再開発事業の決定につきましては、関連がございますので、併せてご説明させていただきます。また、配布してございます参考資料も併せてご覧いただければと思います。それから、59号議案と60号議案の関係についてでございますが、再開発事業というのは高度利用地区内において行われるということになってございます。そして今回ご提案いたしました議案は、両方同じ地区となつてございますので、説明する際、59と60の図面構成は同じということになってございますので、そういう目で見えていただきたいと思います。

それでは、説明に入らせていただきます。まず、位置関係を確認していただくため、17ページをご覧ください。こちらは、第59号議案高度利用地区の変更の総括図でございます。図面中央になりますが、立町二丁目5番地区を高度利用地区に追加するものでございます。赤く小さい、塗ってあるところでございますが、ご確認できたでしょうか。

続きまして、24ページをご覧ください。こちらが第60号議案第一種市街地再開発事業の決定の総括図でございます。先ほどの高度利用地区の変更と併せ、事業を決定するものでございます。

まず、参考資料の1ページをご覧ください。こちらは現在、中心市街地において検討されております再開発事業の位置を示したものでございまして、図面中央、黄色で着色してございますのは、今回ご審議いただきます立町二丁目5番地区でございます。また、緑色の地区は、昨年12月に都市計画審議会でご承認いただいた地区でございます。ピンク色につきましては、今後、事業化に向けて、地区内において検討されているということでございます。

それでは、59号議案に戻っていただきますので、15ページをお開きください。高度利用地区の変更でございます。表中の左側にあります立町二丁目5番地区を追加するものでございまして、面積が約0.3ヘクタールとなっております。制限内容については、記載のとおりでございますので、ご確認いただきたいと思います。

次に16ページをご覧ください。高度利用地区に入れる理由についてですけれども、上段では立町二丁目5番地区のあります市街地の衰退の状況と、震災後の復興に向けた地元の取組について記載してございます。そして下の欄で、高度利用地区に追加する理由といたしまして、中心市街地活性化に向けた取組を推進するため、高度利用地区の指定により、被災した土地の集約や建築物の共同化を促進して、被災者の共同住宅や中心市街地の活性化に寄与する機能の集積を誘導するというものでございます。

続きまして、18ページをご覧ください。こちらは、施行区域の壁面の位置の制限を表した計画図でございます。下側が国道398号で、上側は市道住吉町一丁目1号線となっております。

これを拡大した図面が次の19ページになりますので、19ページをお願いいたします。壁面の位置ということで、市道・国道それぞれから建物との間に、道路境界から1メートル以上離れた位置に付けるということで、記載してありますのが市道については青い破線で、国道に

については赤い破線で確保してございます。

そして、20ページには字界を示した図面と、21ページにはその代表する字名の一覧でございまして、今回追加する立町二丁目というのを記載させていただきますので、併せてご確認いただきたいと思います。

続きまして、60号議案第一種市街地再開発事業の決定について、ご説明させていただきます。

22ページをご覧くださいと思います。ここでは、再開発事業の概要といたしまして、公共施設の配置及び規模、建物の整備に関する計画、建築敷地の整備に関する計画を記載してございます。開発面積は約0.3ヘクタールで、道路等の公共施設は先ほど第59号で見ただけのとおりでございます。

今回計画しております建物につきましては、面積約2,100平方メートル、延べ面積で約5,300平方メートルでございます。

それでは、23ページをご覧ください。決定する理由につきましては、先ほどご説明させていただきました高度利用地区と同様、中心商店街のにぎわいや、来街者の回遊性の向上、被災者への早期の住宅供給を含めたまちなか居住を促進するために決定するものでございます。

次に、25ページの計画図をご覧ください。25ページ、26ページ、27ページにつきましては、高度利用地区でご確認いただいた、同じものでございます。

なお、参考資料の2ページには、今回の再開発事業の概要を記載してございますので、併せてご確認いただきたいと思います。これにつきましては、地権者数5名、建築面積というふうに書かせてございまして、航空写真で赤く囲っている区域でございます。ちょうど金融機関の東側になっているということございまして、そして、1階の平面図、2階の平面図というものを付けさせていただいているところです。

縦覧結果につきましてはですが、59号議案、60号議案を平成24年2月7日から2月21日までの期間、本庁5階の基盤整備課に図書を備え付け、縦覧に供しましたところ、二つの議案とも、2名縦覧者がございましたが、案に対するご意見は出されませんでした。説明については、以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【李会長】 はい、ありがとうございます。ただ今、59号議案及び60号議案に関しての事務局より説明がありました。委員の皆様のご意見、ご質問等をお願いします。

はい、三国委員、お願いします。

【三国知彦委員】 この議案をそもそも都市計画決定する必要性というのがどこにあるのかというのを教えていただきたい。計画を見ていると、民間のレベルでやる事業のようにも見えるので、その辺を教えていただきたいです。

【李会長】 事務局、お願いいたします。

【相原基盤整備課主査】 基盤整備課の相原と申します。都市計画決定の必要性ということですが、私の方から答えさせていただきます。今回、この地区につきましては、良好なまち

づくりを円滑に進めるために、さまざまな強制力や特典、そういったものが与えられた市街地再開発事業として実施されます。また、再開発事業は、都市機能の更新や防災面の整備にとって重要な役割を果たす公共性の高い事業ですので、強力で推進していく必要があるため、計画の水準を都市計画の中で保障し、これを実現するための強制力を働かせる必要があることから都市計画決定するものでございます。

【李会長】 三国委員、今の事務局の説明はいかがでしょうか。

【三国知彦委員】 都市計画を決定してやるのであれば、ほかの地区では基本的には土地を買い上げてやる方向で決めていっているのでしょうかけれども、この地区に関してはどうなっているのでしょうか。

【李会長】 はい、お願いいたします。

【相原基盤整備課主査】 再開発事業というものは、第一種と第二種とがありまして、第二種というのが公共施行ということで、買い上げて行っていくような形になります。今回、こちらについては、第一種市街地再開発事業ということで、組合施行ということで、組合の方でさまざまな事業計画を立案しまして、それを都市計画決定させていただき、その後の事業認可に向けて、手続を進めていくようなイメージになります。

【李会長】 ありがとうございます。三国委員、いかがでしょうか。

【三国知彦委員】 わかりました。

【李会長】 はい、ありがとうございます。ほかの委員はご意見、ご質問等はございませんか。よろしくお願いいたします。

【瀬崎和雄委員】 決定についてどうということではないのですが、例えば、1メートル下がる都市計画ということで運河内海橋線も鑄銭場住吉町一丁目1号線もいずれ計画を決定するのか、将来的には道路を拡幅するということですか。

【李会長】 はい、お願いいたします。

【相原基盤整備課主査】 計画の中に都市計画道路が入っていますが、こちらは再開発事業の中で都市計画道路の一部が施行区域の中に含まれるということで、通常、指定する形になっています。現在、南側の都市計画道路については改良済みとなっております。今回、再開発で改めて整備するというものではございません。

【李会長】 はい、お願いいたします。

【近江基盤整備課長】 ただ今ご質問にありました1メートル、これにつきましては、歩行者の安全とか、都市の空間、見た目の線ということで都市計画道路を広げるのではなくて、良好な都市空間を確保するという意味で、1メートルバックしたところで建ててくださいという制限でございます。

【瀬崎和雄委員】 そういう意味ですね、わかりました。あとですね、市街地再開発事業ですけども、当初は疑問に思っていたのですけれども、将来計画を見せていただいて、これで進めていくということで、なんとなく希望が持てる計画になっているような気がしました。

【李会長】 はい、瀬崎委員、ありがとうございます。ほかの委員の方々のご質問、ご意見等はいかがでしょうか。高橋委員、お願いいたします。

【高橋長一郎委員】 要望になるとは思いますけれども、59号の理由、商店街の衰退が進むということで、立町はシャッター通りということで、確かにこれは石巻だけではなくて、全国にあるのです。市街地にそういう大きなスーパー、石巻も同様ですが。中心街は車だけが通る状況で。やはりこういった震災の後で、今回の計画ですけれども、やはり石巻に住んでいる方であればですね、やはりもう一回中心部が復活するということをお願いしたいおっしゃるわけですけども、そういう方が多いわけでございます。そういった形で、確かに虫食い状態における今回の議案ですけれども、できれば、すべてとは言いませんけれども、なるべく解決しないと、本当に石巻の中心部がなくなるというような心配をしています。それと浅野委員もおられますけれども、その辺、もう一回、石巻本来の姿に私たち要望します。

【李会長】 はい、高橋委員、ありがとうございます。非常に重要な要望、意見だと思います。先ほど、浅野委員からもほかの地域との整合性もしながら、人の流れを確保するため、確保、確認などを皆さんに求めていきたいのです。都市において血管は道路であります。血は人の流れですね。血がうまく回っていくことによって、都市は元気になっていきます。今、高橋委員のご要望、ご意見の中にもありましたように、この地域は、普段、車はたくさん通りますけれども、人は歩かないですね。今回の事業の青写真を見ますと、秋田屋さんの庭園を中心としたまちなかでもこんなに豊かな自然があるということアピールできるポイントになる拠点だと思います。私が一つ一つ確認したいのですが、参考資料の2ページにですね、右下の平面図の右側に、米印で協議中と書いてありますよね。これは地権者との協議中ということでしょうか。

【浅野亨委員】 はい、公営住宅の協議中です。

【李会長】 そうですか。

【浅野亨委員】 私が言いました。

【李会長】 ありがとうございます。では、コの字型の地域になっていますが、ここに入っていない右側の地区は今後どうなる予定なんですか。

はい、事務局、お願いいたします。

【相原基盤整備課主査】 今回、この敷地になりましたのは、今現在、地権者の同意が得られている地域になります。東側の地域なんですけれども、今回都市計画決定の施行区域には含まれていませんけれども、今後、地権者の方々が併せて開発等を考えていきたいということであれば、その際にその形で事業を進めていくことができるか検討させていただきたいと思っております。

【李会長】 はい、わかりました。ありがとうございます。それについては、私も感想を述べさせていただきますと、2ページの航空写真を見ますと、右側の庭園の風景を残したいと思うのです。今ちょっと歩いてみますと、従来あった建物が被災後撤去されて、庭園の上の部分が見えて、壁があるような形ですが、そこに私がいろいろイメージしてみると、この地域の後援者の専用住宅とか公営住宅にしたら、春の花火のときにはみんながここに集って食事ができる、あるいはこの夜景とか、楽しめるような商業施設を想像しながらこの地区を総合的に開発するよう努力すればいかがかなと思うのです。そうすれば、人々はここを目指して歩いて、人が流れていくのではないかなと思います。その辺につきましても、皆さん、これから地権者の方々と渡り合っているいろいろ苦労があると推測されますが、高橋委員及び浅野委員からのご指摘がありましたとおり、この中心市街地での魅力、新しいものを造れば人が集まるのではなくて、どういった機能を持たせて、どのような、せっかく秋田屋さんがやろうとして努力して提供してくれる、美しい自然をどう利用して魅力を反映していくか。そんなことも今度の計画で考慮させていただきたいと思います。

では、ほかの委員のご意見は。大森委員、お願いいたします。

【大森秀一委員】 鑄銭場住吉町一丁目1号線ですね、これは道路から1メートル内側に入って建てるということなんですけれども、それでもここはずっと一方通行を考えているのか、相互通行というのは考えていないのでしょうか。そこをお聞かせください。

【李会長】 はい、事務局、お願いいたします。

【近江基盤整備課長】 現時点では一方通行ということになってございまして、交通体系の全体的な見直しをしていかなければならないというふうに思っております、ここは一方通行という形で、ちょっとそういうふうなパターンになってしまいますけれども、よろしくお願いいたします。

【李会長】 大森委員。

【大森秀一委員】 石巻はやはり一方通行が多いですね。よそから来た人にはナビがあっても通行が難しいと言われていています。そして駅前に市立病院ができるとか、交通体系も考えていかなければならないと思いますので、両面通行も考えたまちづくりにしていかなければ駄目ではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【李会長】 事務局、今の大森委員からのご意見に関してはいかがでしょうか。一方通行を減らす方向で考えてほしいというご意見であります。はい、お願いいたします。

【近江基盤整備課長】 ご指摘のとおり、旧石巻市につきましては、一方通行が多いということは我々も承知してございまして、直すのであれば起点から終点、一定の区間ではなく全体の中での道路整備、拡幅というものが必要となってきますし、中心市街地の歩いて暮らせるとかそういうふうなことにも配慮しまして、交通環境をどのように配慮してやっていくかということについて課題にさせていただきたいと思ひますし、今後のまちづくりの中で十分検討させていただきたいと思ひます。

【李会長】 はい、ありがとうございます。大森委員、いかがでしょうか。

最近の流れではなくて、10年前からパークアンドライドというのがヨーロッパを中心として一般化しています。まちの中はできるだけ交通を制限して、歩きながら生活をして、歩きながら、まちの良さを満喫していただくという発想なんですね。しかし、今、日本ではモーターゼーションの進展、つまり車の普及によって、皆さんの車での生活が一般化させつつありますし、特に石巻のみならず、地方都市でありましたら車がなければ生活しにくいというのが現状であります。

しかし、皆さん、20年後、30年後を考えてみてほしいですね。今、日本は超高齢化社会に向けて、走り続けています。20年、30年経ったときに、高齢者の方々は、今のように車を運転しながら生活するということは何人ぐらいおられますかね。今の地域の住民の方々の要望としては、中心市街地には駐車場がなく困っていますと。駐車場はあります。十分あります。ただ、金を払いたくないだけなんですね。それが正直な住民の方々のサイドの要望であります。同じように調整しながら、後に本当に超高齢社会になったときに、高齢者の方々がまちに来られやすいようにするためには、どのようにこの土地、駐車場であったり、道路であったり、あるいはその方々が他地域から中心地に来られやすくするためのバスだったり、タクシーだったり、そういった部分も総合的に考えていくべきだと思うのですね。先ほど皆さんと確認しましたように、今の審議会の主な案件は、この土地をどのように利用していきますというハード的な土地利用の面積を中心とした区画整理をメインの審議議案となっていますので、このハード的な審議が終わった後のソフト的な審議に移ったときには、皆さんともう一度機能を考えたうえで議論審議を進めていきたいと思ひます。

では、ほかの委員の皆様のご意見、ご質問等はございませんか。ありがとうございます。では59号議案及び60号議案についてお諮りします。第59号議案及び第60号議案について、原案どおり承認することに賛成する方は挙手を求めます。

(委員の挙手あり)

【李会長】 はい、ありがとうございます。賛成多数によりまして、本案につきましては、原案どおりに承認されました。ありがとうございます。

続きまして、はい。

【平塚恭子委員】 すみません、道路は決定なんですか、これ。

【李会長】 道路は決定ではないですよ、事務局。道路というのは。

【平塚恭子委員】 幅とか。

【近江基盤整備課長】 道路については、今回再開発では触らない形です。現状どおりの形で進めさせていただきます。

【李会長】 よろしいでしょうか。

【平塚恭子委員】 はい。

【李会長】 では、続きまして、第61号議案と第62号議案につきまして、審議に入りたいと思います。第61号議案と第62号議案に関しましては、さっきの59号議案と60号議案と同様に二つの議案に関連性がありますことから、一括で審議とさせていただきます。

ここで皆さんに一つ報告でございます。三国委員からですね、本議案につきまして、利害関係があるために、審議会の公平性また中立性の観点から、本議案の審議の間、一時退席したいという申し出がありました。三国委員、ありがとうございます。それでは、三国委員は退席をお願い申し上げます。

(三国委員退場)

【李会長】 三国委員、ありがとうございます。

それでは、事務局より説明を求めます。はい、お願いいたします。

【近江基盤整備課長】 61号議案、62号議案につきまして、私の方から説明させていただきます。座って説明させていただきたいと思います。

それでは、61号議案石巻広域都市計画緑地の変更及び62号議案石巻広域都市計画道路の変更について、これについては関連がございますので、合わせてご説明いたします。なお、議案書に基づきご説明させていただきますが、前方にも平面図を貼らせていただきましたので、併せてご覧いただければと思います。

まず、位置関係をご確認いただくため、30ページをご覧いただきたいと思います。こちら

が、61号議案石巻広域都市計画緑地の変更の総括図でございます。右の方になりますけれども、渡波地区において、8号防災緑地2号を都市計画緑地に決定するものでございます。

続きまして、38ページをご覧くださいと思います。こちらにつきましては、第62号議案石巻広域都市計画道路の変更の総括図でございます。先ほど8号防災緑地2号の都市計画緑地の決定に合わせまして、渡波地区の都市計画道路につきまして、関連する部分について、一部変更をするものでございます。

それでは、61号議案からご説明させていただきますので、28ページをお開き願います。ここでは都市計画緑地に追加いたします8号防災緑地2号の名称、位置、面積を記載しております。面積につきましては、約8.8ヘクタールでございます。都市計画緑地に8号防災緑地2号を追加する理由につきましては、石巻市震災復興基本計画に基づき、住宅地を中心とした安全な市街地の形成を推進するため、津波や高潮、これらの被害を防御、減勢する機能を有する高盛土の津波防災緑地を整備するためのものでございます。

続きまして、31ページをご覧ください。これは計画図でございます。こちらは区域界を表した図面でございます。今回の防災緑地2号の区域につきましては、左側、西側になりますけれども、都市計画道路門脇流留線、県道石巻女川線でありますけれども、ここからスタートいたしまして、女子商業高等学校、渡波中学校の南端を通りまして、渡波地区に入ります。その渡波地区につきましては、昨年12月1日に指定いたしました災害危険区域の境界を上端として、必要な機能を確保したことにより、万石橋まで至る計画とさせていただいているところでございます。

32ページにつきましては、字界を示しておりますので、参考にご覧いただきたいと思いません。

次に、第62号議案都市計画道路の変更について、ご説明いたします。33ページをお開き願います。ここでは、1都市計画道路中と書いてございますが、表中に都市計画道路を変更いたします五つの路線について、名称、位置、延長等について記載しております。また、2として都市計画道路中と書いてございますが、これについては廃止いたします。そういうふうな形で記載させていただきますので、ご確認いただきたいと思いません。変更及び廃止する理由につきましては、先ほどご説明いたしました、津波や高潮の被害を防御、減勢するための津波防災緑地の整備に伴いまして、都市計画道路の起点、位置、延長の変更及び廃止をするものでございます。

続きまして、39ページの計画図をご覧くださいと思います。これは都市計画道路を変更する区間を表したものでございます。黄色い着色をしております区間が、今回廃止する区間でございます。また、着色しています区間につきましては、今後も都市計画道路として残る部分でございます。

お手数を掛けて申し訳ございませんが、議案書の31ページを開いていただき、並べるような形で見ていただくとわかりやすいと思しますので、31ページを開き、重ねるような形で見ていただきたいと思いません。ピンクと黄色、廃止と変更の部分がわかりやすいか、31ページの方は、緑地を記載することによって、廃止する部分が消えてございますが、わかりますでしょうか。赤色の部分が残るということでございます。そういうふうな形で、都市計画道路の廃止ということでございます。この黄色い部分につきまして、緑地と平行に走る部分につきまし

ては、長浜のすぐ後ろ側、石巻渡波市場のすぐ後ろ側を結ぶ黄色い縦の線がございますが、これにつきましては、防災緑地2号の区域に掛からない道路ということで、都市計画道路の廃止ということをごさせていただけますが、引き続き現道の機能を維持しまして、これまでどおり道路を利用できるようにしてございます。

次に、40ページをお開きいただきたいと思います。これにつきましては、字を示してございますので、ご確認いただきたいと思います。

縦覧結果につきましてでございますが、61号議案及び62号議案につきまして、平成25年2月7日から2月21日までの期間、本庁5階の基盤整備課に図書を備え付けまして、縦覧に供しましたところ、都市計画緑地の変更について2名、都市計画道路の変更につきましては1名の縦覧者がございましたけれども、案に対する意見書はございませんでした。以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【李会長】 ありがとうございます。ただ今、第61号議案及び第62号議案について、事務局より説明がありました。委員の皆様のご意見、ご質問等はございませんか。

いかがでしょうか。はい、阿部委員、お願いいたします。

【阿部純孝委員】 ただ今の説明で基本的には理解するものですが、断面ですね、防災緑地の断面を改めて確認させていただきたいと思うのですが、どのような構造になるのでしょうか。それぞれ関係もいろいろあるのでしょうか。

【李会長】 事務局、断面等大丈夫でしょうか。はい、お願いします。

【今野基盤整備課技術主幹】 震災復興部基盤整備課の今野と申します。私からご説明いたします。前の方に図面を貼り出しておりますので、そちらでご説明をさせていただきます。こちらの断面ですが、A-A断面ということでこちらが渡波中学校の南の部分の断面になっております。こちらは今回、防災緑地2号として高盛土形式の防御施設を整備するわけですが、基本的に、どこも断面的には同じような感じになっております。高さは標高の4.5メートルで整備を計画しております。こちらの高盛土部分で天板の部分ですが、幅が約10メートルでございます。この10メートルというのは、県でも検討しているところですが、津波や高潮が襲ってきた場合について、こちらの施設で防御することになりますので、そういった観点から、必要であるという10メートルの最低ラインを採用しているということでございます。こちらの法面ですが、1対1.7というような断面になっていて、こちらにつきましては、県の標準的な法面の勾配とさせていただいております。構造的には、一般的に土堤と言われているもので、コンクリートで周りを固めるのではなくて、このような築山形式の緑地を造るということでございます。先ほどお話ししましたとおり、県道石巻女川線からずっと4.5で来るわけですが、こちらの方の湾の部分につきましては、4.5メートルから、万石橋の方にかけて、標高2.6メートルにすり付けるというような形式となっております。ほかの構造につきましては、飽くまでも天板は10メートルを計画

しております、それですり付けるといようなことでございます。簡単ではございますが、このような断面となっております。

【李会長】 ありがとうございます。阿部委員、いかがでしょうか。

はい、ありがとうございます。

ほかの委員の皆様のご意見、ご質問等はありませんか。門傳委員は非常に専門的な理解があるかと思えますが。

【門傳淳委員】 先ほどとの関係で、二線堤のイメージを持つのですが、緑地として決定するという事ですから、緑化を図る前提で考えていらっしゃるのでしょうか。

【李会長】 事務局、お願いいたします。

【今野基盤整備課技術主幹】 そのとおりでございます。飽くまでも津波が仮に襲ってきた場合については、漂流物を抑えたり、そういったところも考慮することから、将来的には、そういった植栽とか、そういったところについても考えていくということでございます。

【李会長】 ありがとうございます。門傳委員、いかがでしょうか。

【門傳淳委員】 勉強会でしたか、話をしたかと思えますが、堤体そのものも弱点になるので、その辺を十分に反映された方がよいと思えます。

【今野基盤整備課技術主幹】 承知いたしました。ありがとうございます。

【李会長】 ありがとうございます。重要なご指摘だと思われるので、参考になさるよう求めます。ほかの委員の皆様のご意見、ご質問はいかがでしょう。

はい、浅野委員、お願いいたします。

【浅野亨委員】 緑地10メートルあるのでしょうか、これ、歩けるの。

【李会長】 事務局、お願いいたします。

【今野基盤整備課技術主幹】 遊歩道形式でということではなくて、歩行者と自転車を想定しています。

【李会長】 今の説明から推測しますと、この設備と長浜と連携を取ってやれば、観光資源として、いい観光資源にもなり得ると思われるんですね。小さい船もありますけれども、魚捕りをして、おいしい魚を食べられるようになって、また緑地を歩いていく。海を満喫できて、緑を満喫できるというのが、観光資源として開発するもいかがかなと考えられるのです。

はい、浅野委員、よろしくお願いいたします。

【浅野亨委員】 はい。

【李会長】 ありがとうございます。安倍委員、よろしくお願いいたします。

【安倍太郎委員】 都市計画道路の変更の39ページに関して、私が聞き逃したのか確認の意味でお願いしたいのですが、この黄色は廃止区間と理解してよろしいのですね。そして薄いピンクが既定の道路ということでよろしいですね。そうした場合、緑地にも関係してくると思うのですが、黄色のところでは切れていますよね、ピンクが全部。廃止という形になりますよね。そうした場合、緑地の内側に、これを回遊するような新たな道路というのは、計画には入っていないという理解でよろしいですか。

【李会長】 事務局、よろしくお願いいたします。

【近江基盤整備課長】 申し訳ございません。私の説明が足りなくて。説明させていただいたとおり、都市計画道路としての位置付けはなくなるものの、現道を活かした形での緑地の整備をいたしますので、黄色のところ、渡波長浜線と書いてある部分、そして万石橋塩富線となるのですが、都市計画道路としての位置付けはなくなるものの、現道は確保いたしますということでございまして、ピンクのところから来て、現道のところは使えるようになるということでございます。

【安倍太郎委員】 はい、わかりました。

【李会長】 ありがとうございます。この道路については、この前勉強会のときに、改めて皆さんと一緒に見に行き、確認をした次第であります。新しく広げるとか、延長するとか、そういった計画ではなくて、既存の道路としては使えますということなんですね。

ほかのご意見、ご質問等はございませんか。

ありがとうございます。では、委員の皆さん、いかがでしょうか、最後の議案、61号議案と62号議案お諮りしたいと思うのですが、いかがでしょうか。ありがとうございます。お諮りいたします。第61号議案及び第62号議案につきまして、原案どおりに承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(委員全員の挙手)

【李会長】 ありがとうございます。全員賛成によりまして、本案につきましては、原案のとおり承認されました。それでは、本議案の処理が終わりましたので、事務局は、三国委員に再入場していただくようお願いいたします。

(三国委員再入場)

【李会長】 三国委員、ありがとうございました。以上をもちまして、議事に掛けました議案は終了しました。

午後4時終了